

町田地区の中心部に子どもセンター設置を求める請願

(趣旨)

町田市における子どもセンターは、子どもたちが安心して利用できる「児童厚生施設」として、児童福祉法第40条に規定される児童館です。乳幼児とその保護者から18歳までの青少年を対象とした施設で、子どもたちの遊び、成長、発達の拠点として様々な活動をしています。子どもセンターは5館構想としてすでに4館の整備が進み、地域で子どもたちの拠点として機能していることは喜ばしいことです。

- ① 1999年度「子どもセンターばあん」<南地域>
- ② 2005年度「子どもセンターつるっこ」<鶴川地域>
- ③ 2009年度「子どもセンターばお」<堺地域>
- ④ 2011年度「(仮称) 忠生地区子どもセンター」の実施設計予定<忠生地域>
- ⑤ 未定 <町田地域>

さて、この5館構想の最後に、町田地域のみが残っております。忠生地区の整備が進む中、町田地区においての計画を早急に企画し、町田地区の子どもたちが通いやすい場所に、用地も含めた検討をお願いするところです。また、第一小学校、第一中学校、町田高校、第四小学校、第三小学校など学校が集中しているため、各校の子どもたちが通うことができる最適地、地区の中心部になるべく近い設定を願い、請願をさせていただきます。

(請願項目)

- 1、 町田地区に子どもセンター設置を早急に企画し、構想を公表してください。
- 2、 町田地区の子どもたちが利用することに鑑み、安全で、安心して通える用地を設定してください。特に、町田地区全体の子どもの通いやすさと立地に関しては、子どもの視点で地区の中心部になるべく近い検討をお願いします。